

【雪害対策編】

この編では、雪害災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

村及び県は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行う。

＜主な取組み＞

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 8 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 9 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 10 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 11 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 12 積雪時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 12 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第1 雪害に強い村づくり

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い村づくりを行う。

- (1) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (2) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い村づくり

- (3) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (4) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

第2 道路交通の確保計画

村内の冬期道路交通を確保するため、村、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

村、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

1 県及び関係機関とともに実施する計画

- (1) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- (2) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

2 村が実施する計画

- (1) 村は、除雪対策実施要領に基づき除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

3 住民が実施する計画

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

第3 鉄道等運行確保計画（東日本旅客鉄道株、アルピコ交通株）

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備に努める。

第4 雪崩災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

第5 電力の確保（中部電力株）

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

第6 通信の確保（東日本電信電話㈱）

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

第7 医療の確保

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

- (1) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)
- (2) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

第8 農林産物対策計画

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

第9 建築物対策

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

1 村が実施する計画

- (1) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
- (2) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

2 建築物の所有者等が実施する計画

- (1) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (2) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

第10 授業の確保等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

- (1) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舍を設置する。
- (2) 県が実施する対策に準じて、村の防災計画等をふまえ適切な対策を行う。

第11 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

村は、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

第12 警備体制の確立

警察本部は、関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努める。

第13 雪害に関する知識の普及・啓発

村は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

<主な取組み>

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節「災害直前活動」の「伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

第2 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。

このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。村は、スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

第3 避難収容関係

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

- (1) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- (2) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- (3) 仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

第4 雪処理関係

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

1 村が実施する計画

- (1) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (2) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。

第1章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(3) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(4) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

2 社会福祉協議会等ボランティア関係団体を実施する計画

(1) ボランティア事前登録の推進を図る。

(2) 除雪ボランティア活動環境の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

第1節 災害直前活動

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

<主な取組み>

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第1 気象警報・注意報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、各市町村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報発表基準一覧表

発表官署	長野地方気象台	
府県予報区	長野県	
一次細分区域	北部	
市町村等をまとめた地域	大北地域	
警報	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12 時間降雪の深さ 25cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm
注意報	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12 時間降雪の深さ 15cm, 山沿い 12 時間降雪の深さ 20cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、または日降水量が 15mm 以上
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい雪が予想される場合

(注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害直前活動

- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

第2 住民の避難誘導等

村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

- (1) 村等は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。
また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- (2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

主な取組み

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第1 除雪等活動

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪及び倒木除去活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪及び倒木除去活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合を常に図るよう努める。

1 村が実施する対策

村は、除雪対策実施要領の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

第2 鉄道等運行確保計画（東日本旅客鉄道㈱、アルピコ交通㈱）

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、行政区とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

第3 通信の確保（東日本電信電話㈱）

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

第4 住民の安全対策、福祉対策

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

- (1) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (2) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

第5 授業の確保等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

第6 警備体制の確立

警察本部は、関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

第7 雪崩災害の発生及び拡大の防止

本村は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

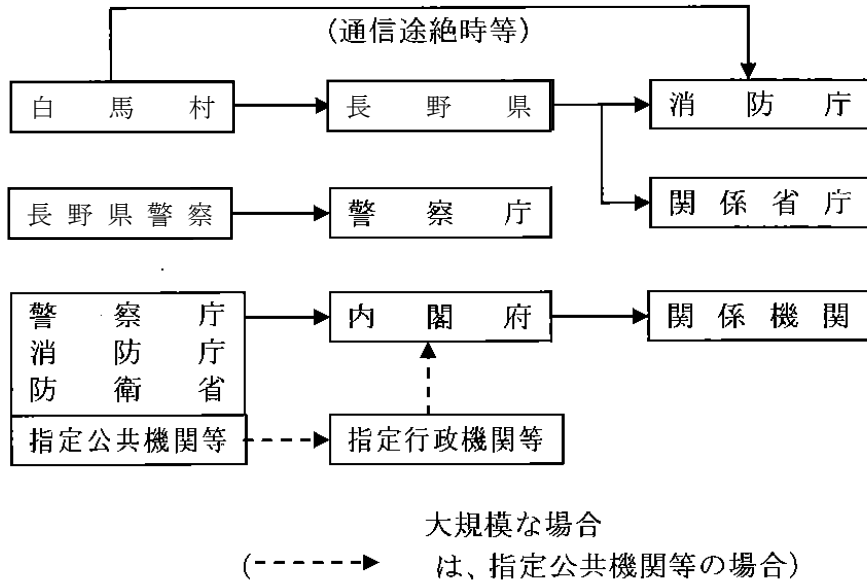
<主な取組み>

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

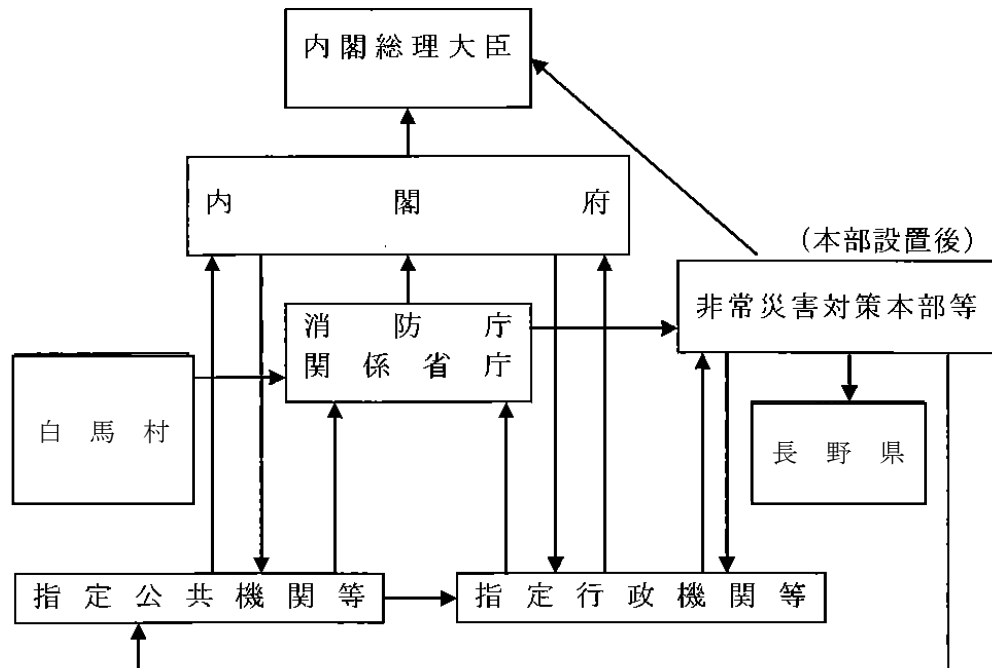
- (1) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。
- (2) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

雪害における連絡体制

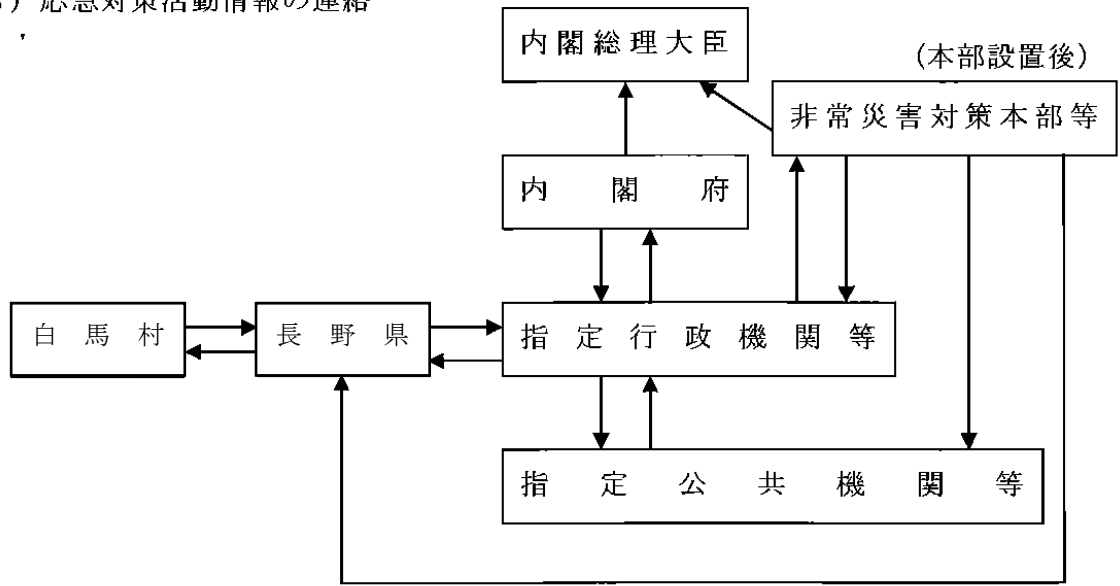
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



【道路災害対策編】

この編では、道路災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

<主な取組み>

- 1 関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

- (1) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。

また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

- (2) 道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。
- (3) 長野地方气象台は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。（長野地方气象台）

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

<主な取組み>

- 1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所
の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

- （1）村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- （2）自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能な道路の拡幅等整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

<主な取組み>

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第1 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

第2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2章 災害応急対策計画

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

<主な取組み>

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

村は、パトロール等の結果や通報等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

第2節 救急・救助・消火活動

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

<主な取組み>

- 1 村・県及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第1 救急・救助活動

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

第3節 災害応急対策の実施

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者へ周知せしめる。

<主な取組み>

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急輸送路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第1 応急活動の実施

村域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

道路の応急復旧にあたっては、応援協定に基づき建設業組合の協力を得るものとする。

第2 関係機関の協力体制の確立

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

第4節 関係者への情報伝達活動

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

<主な取組み>

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信事業者、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

<主な取組み>

- 1 道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

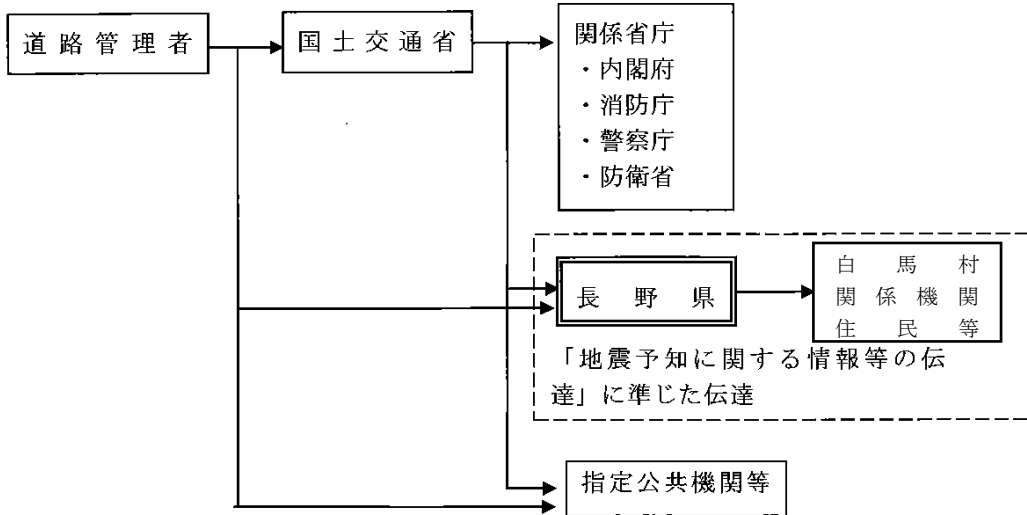
第1 実施計画

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

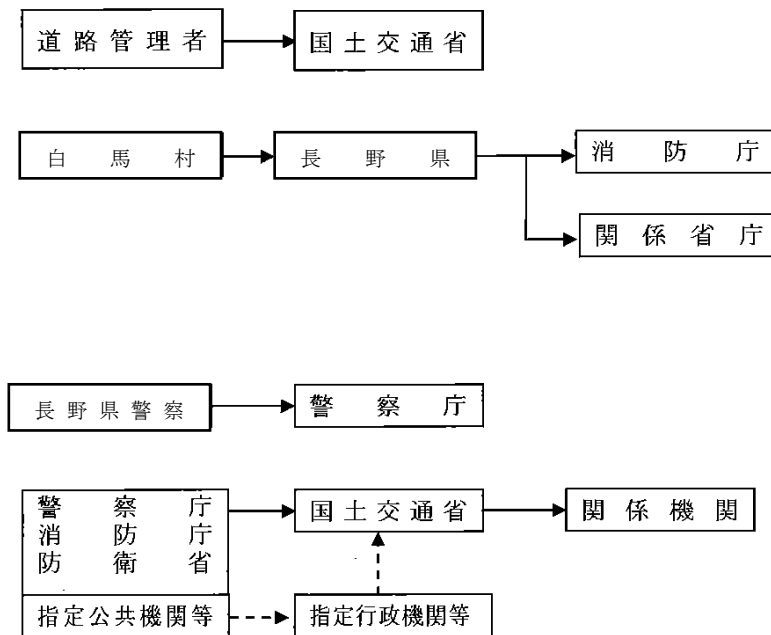
応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡



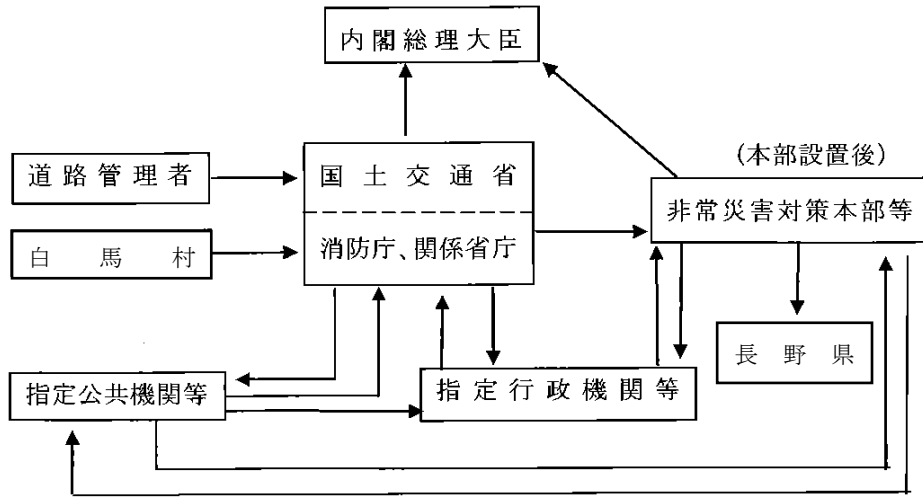
(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



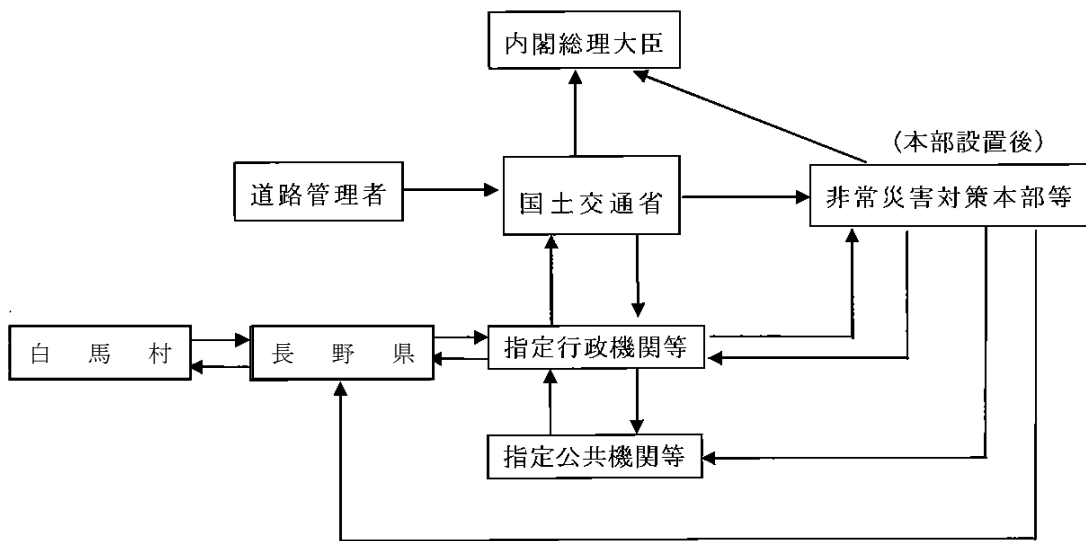
大規模な場合

(-----▶ は、指定行政機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



【鉄道災害対策編】

この編では、鉄道災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

<主な取組み>

- 1 村、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 村、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 3 村及び県は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

第1 踏切道の保守・改良

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- (1) 踏切道の立体交差化
- (2) 踏切道の構造の改良
- (3) 踏切保安設備の整備

第2 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じる。

第3 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

<主な取組み>

- 1 村、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 村、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 3 村、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。

第1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

第2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (1) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- (2) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

第3 緊急輸送活動のための体制の整備

村、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

<主な取組み>

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第1 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

- (1) 村、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、村及び県はただちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとる。

第2 その他各種情報等の収集・連絡

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

<主な取組み>

- 1 村及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 2 村及び県は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

第1 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・市町村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

- (1) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求める。
- (2) 他市町村・他県における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

第3節 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

<主な取組み>

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第1 被災者家族等への情報伝達活動

村、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信事業者、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

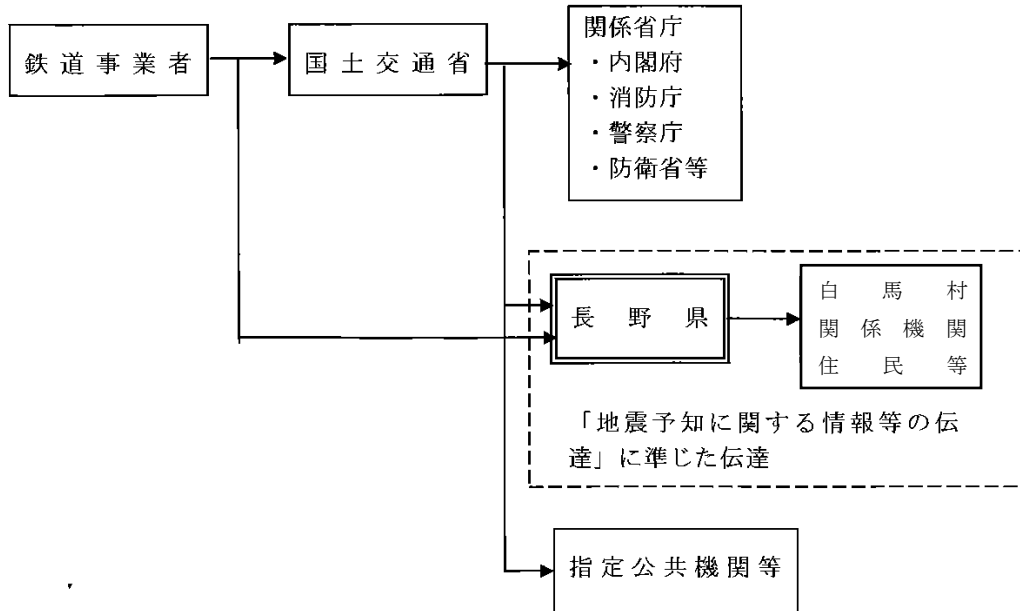
第2 一般住民への情報伝達活動

村、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

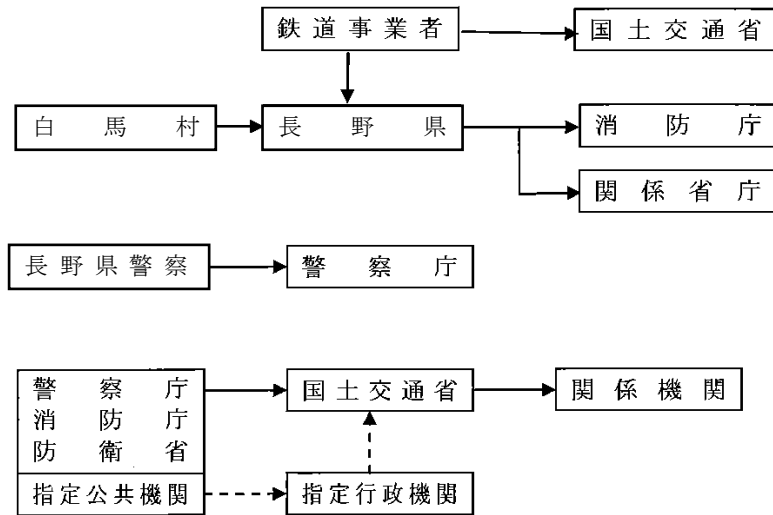
このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

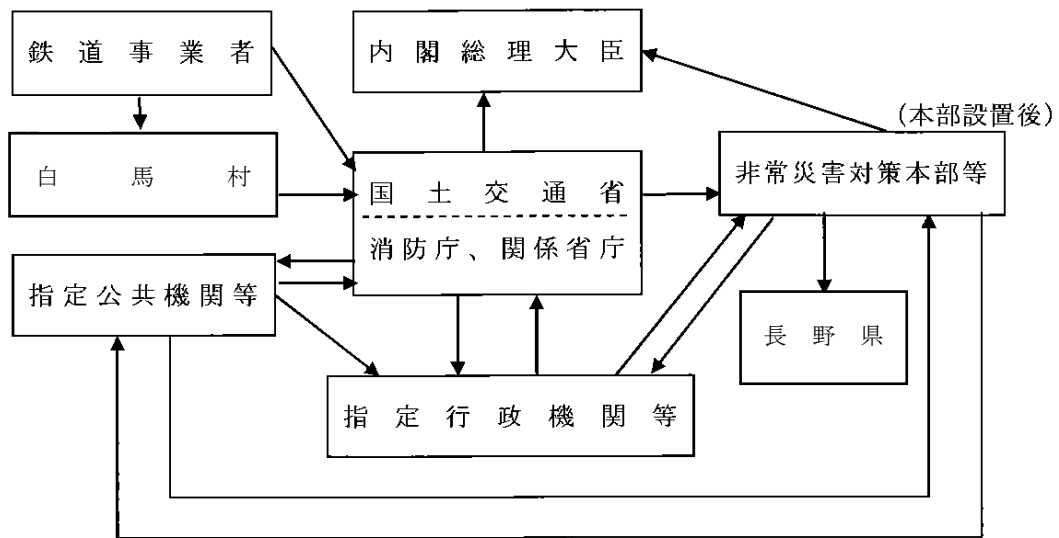


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

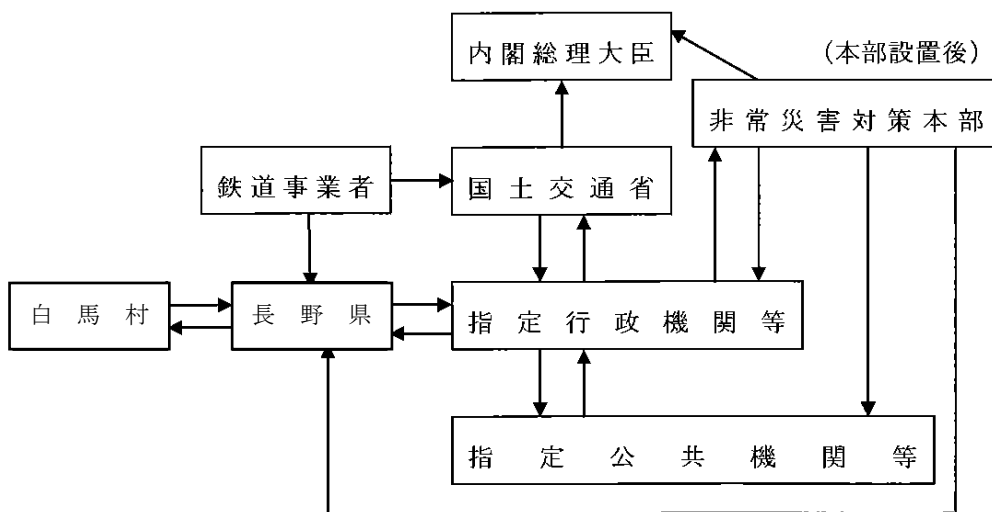


大規模な場合
 (-----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



【危険物等災害対策編】

この編では、危険物等災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

危険物施設の規制、指導については、北アルプス広域北部消防署が実施するものとする。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

<主な取組み>

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第1 危険物関係

1 規制及び指導の強化

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- (3) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

2 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

<主な取組み>

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第1 危険物関係

(1) 消火資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

第2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

第2章 災害応急対策計画

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

<主な取組み>

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第1 災害情報の収集・連絡活動

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

<主な取組み>

- 1 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する

第1 危険物関係

- (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

- (2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

- (3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

第2 毒物・劇物関係

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

- (3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

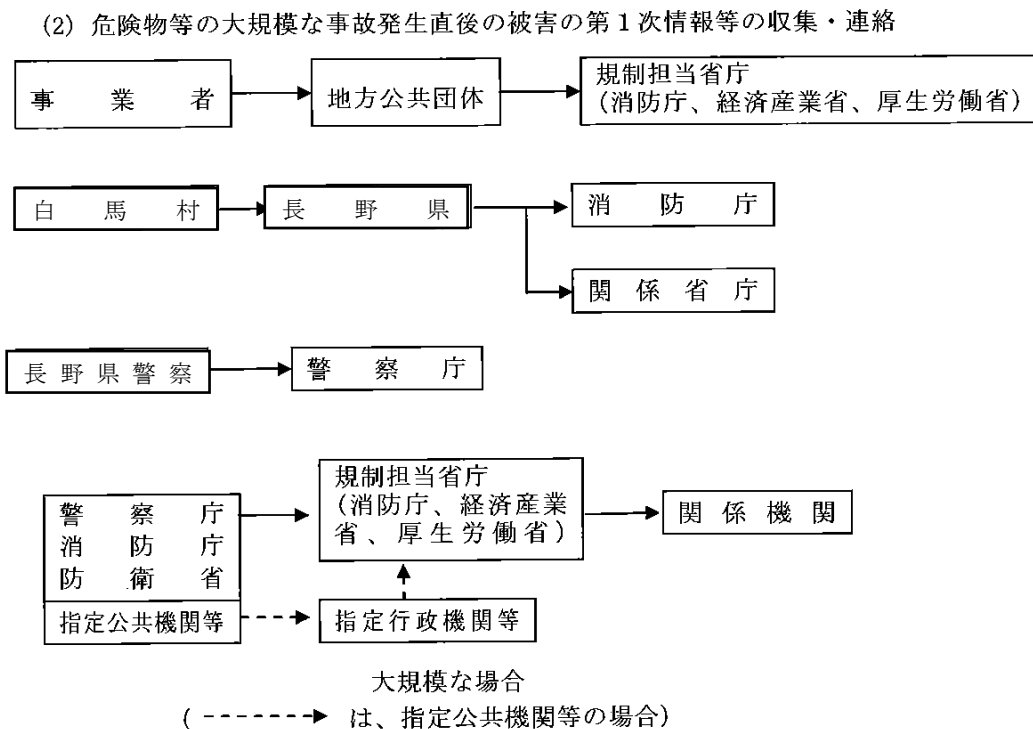
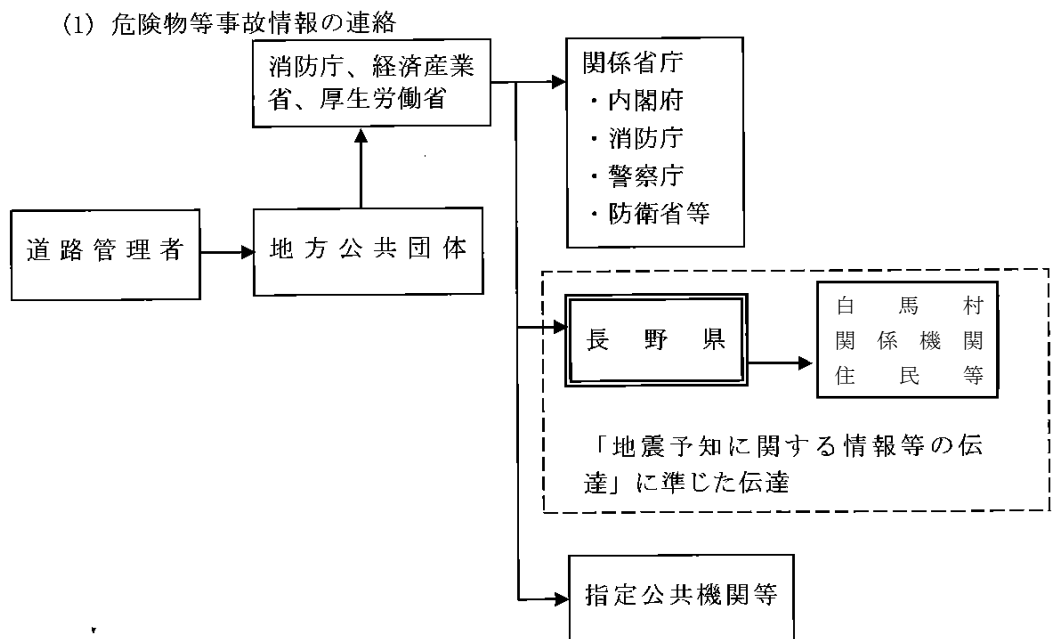
<主な取組み>

- 1 危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

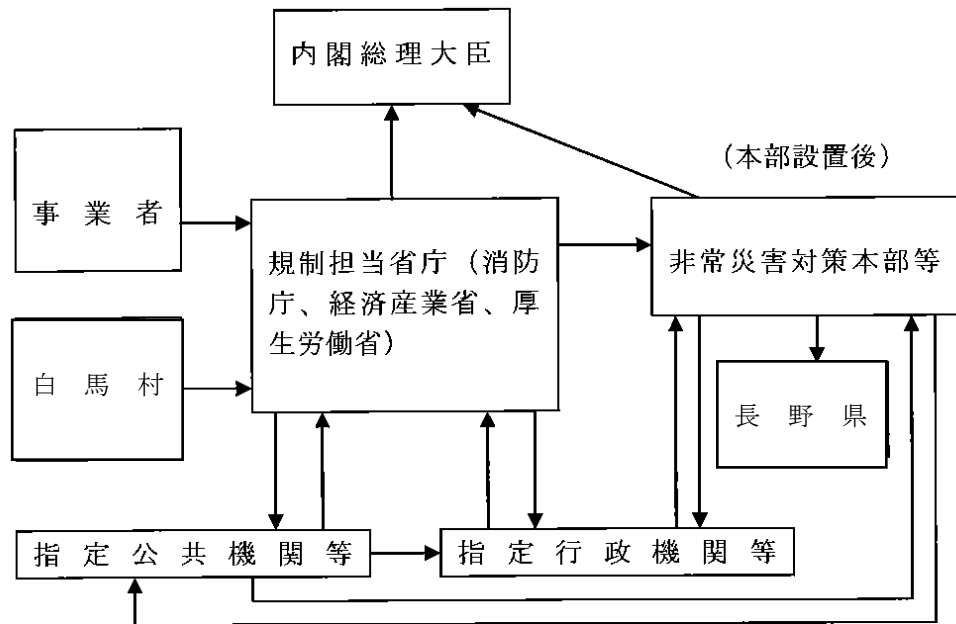
第1 危険物等大量流出時における応急対策

- (1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとる。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 環境モニタリングを実施するものとする。

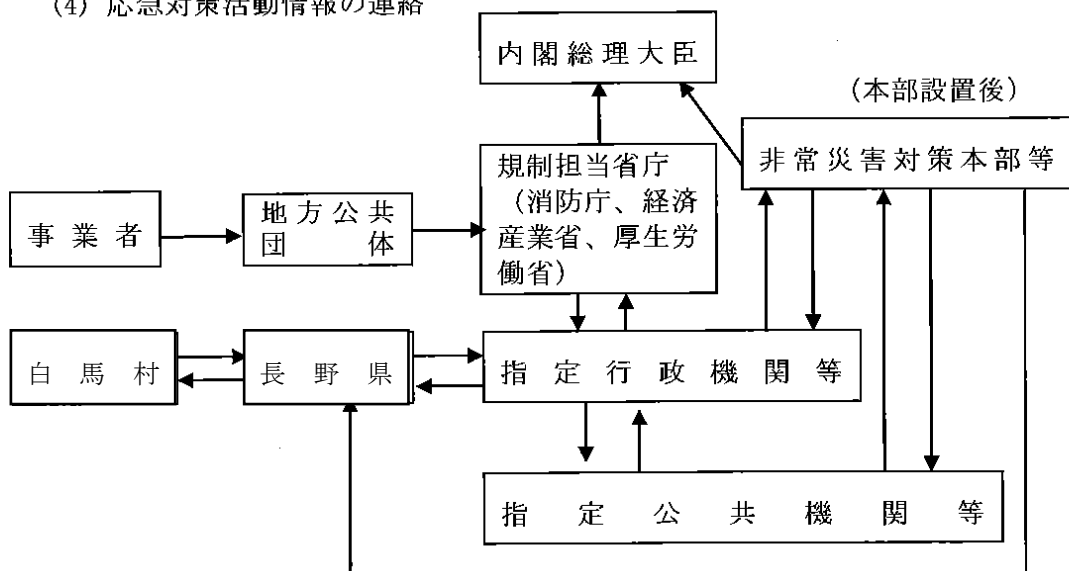
危険物災害における連絡体制



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



【大規模な火事災害対策編】

この編では、大規模な火事災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

村及び県は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

<主な取組み>

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第1 大規模な火事災害に強いまちの形成

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (3) 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (4) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。
- (5) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

第2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

- (3) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (4) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- (5) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

<主な取組み>

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- (2) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

第2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (1) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項に留意する。
 - ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - イ 最先到着隊による措置
 - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - オ 各活動隊の編成と任務
 - カ 消防団の活動要請
 - キ 通信体制
 - ク 関係機関との連絡
 - ケ 報告及び広報
 - コ 訓練計画
 - サ その他必要と認められる事項

第1章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(3) 北アルプス広域消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第3 消火活動の計画

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員について、消防団活性化総合整備事業等を活用した施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備・装備品の充実及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(4) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

北アルプス広域消防本部は、消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(5) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(6) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第4 避難誘導検討

(1) 村は、発災時の避難誘導に係る方法について検討し、訓練を通じて住民に周知徹底を図る。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。

(2) 村は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。な

第1章 災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

お、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

<主な取組み>

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第1 消火活動関係

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を行う。

第2 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

第2節 避難誘導活動

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

<主な取組み>

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第1 避難誘導

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

(1) 村が実施する対策

庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 建築物の所有者等が実施する対策

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3章 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

<主な取組み>

- 1 複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第1 復興計画の作成

(1) 基本方針

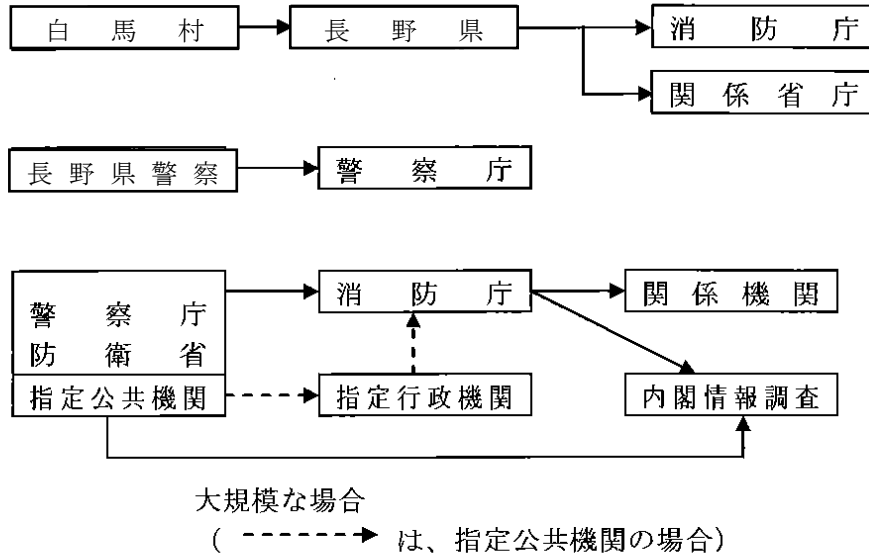
被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

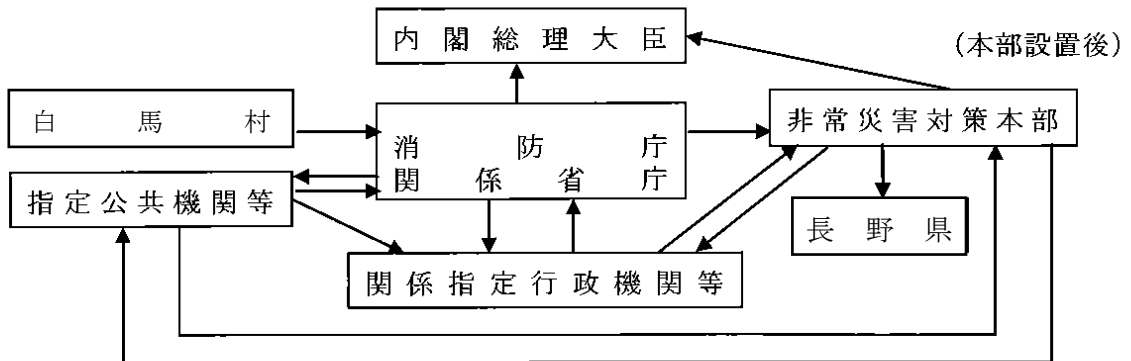
村は、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

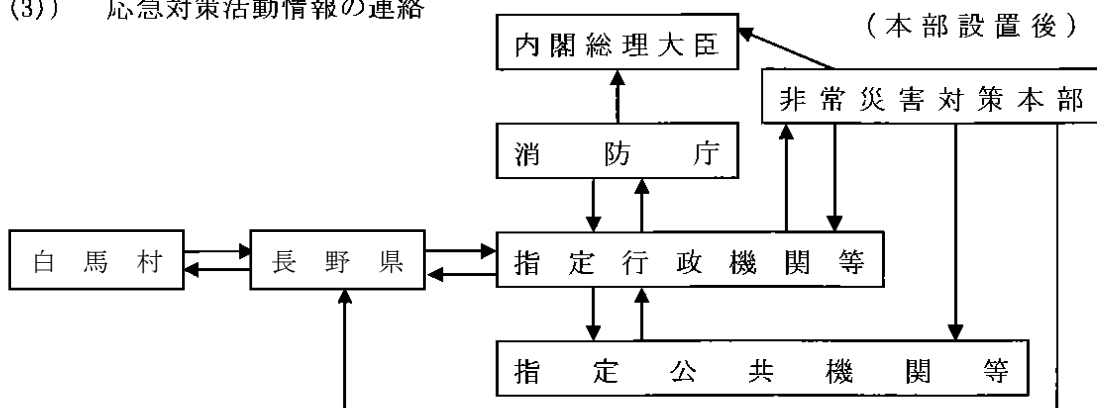
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



【林野火災対策編】

この編では、林野火災対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

北アルプス広域消防本部及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

<主な取組み>

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第1 林野火災消防計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防ぎよ鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

第2 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(1) 防火思想の普及

ア 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

イ 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。

ウ 自主防災組織の育成を図る。

(2) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

ア 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

イ 林野火災予防マップ作成の推進を図る。

ウ 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

エ 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

(3) 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

(4) 林野所有（管理）者に対する指導

ア 火の後始末の徹底

イ 防火線・防火樹帯の設置

ウ 自然水利の活用による防火用水の確保

エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

オ 火災多発期における見回りの強化

カ 消火のための水の確保等

(5) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の確立

第2節 林野火災防止のための情報の充実

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

<主な取組み>

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第1 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等の発表等気象状況を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

第2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

<主な取組み>

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第1 情報の収集・連絡関係

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

- (1) 職員の参集等活動体制の確認を行う。
- (2) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

第3 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

- (1) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (2) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

第4 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

- (1) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (2) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

<主な取組み>

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

<主な取組み>

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

- (1) ヘリコプターの要請による偵察
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

<主な取組み>

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第1 災害情報の収集・連絡体制

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- (1) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (2) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (3) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

第2 林野所有（管理）者の活動体制

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

第4節 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

<主な取組み>

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

第5節 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から村民を守るための措置をとる。

<主な取組み>

二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

村は、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3章 災害復旧計画

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

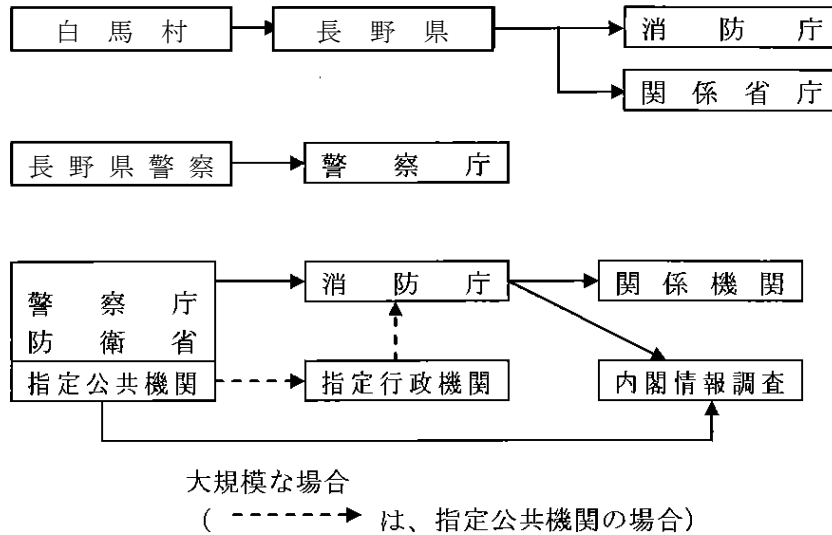
<主な取組み>

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

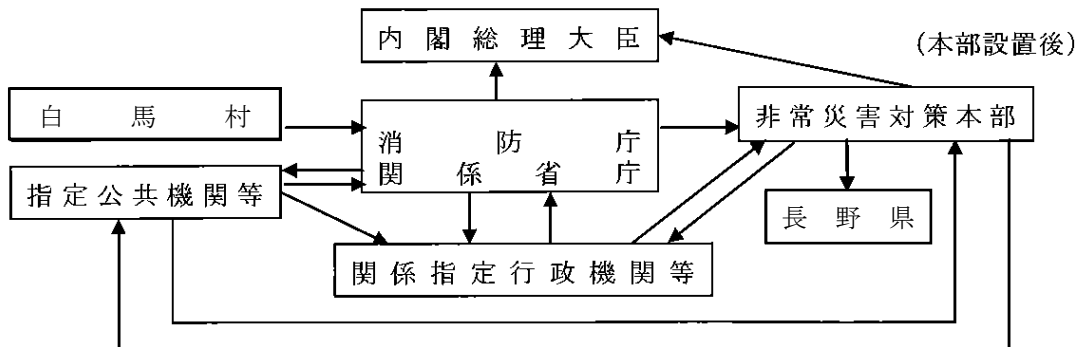
村は、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

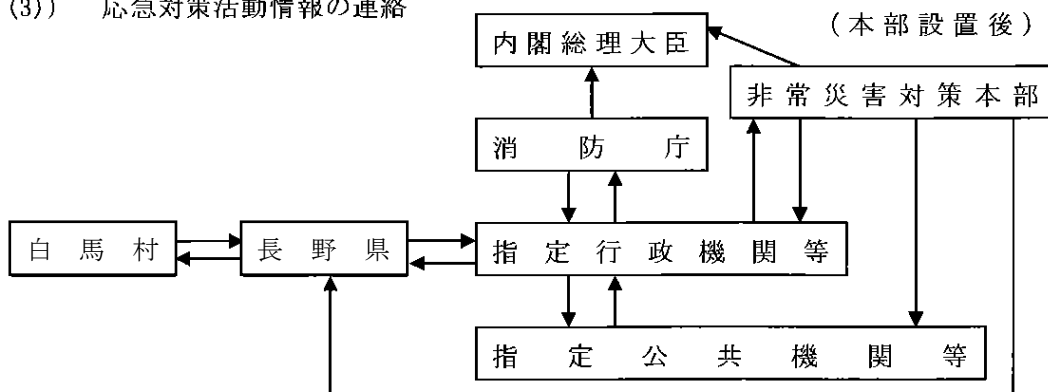
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



【火山災害対策編】

この編では、火山災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 災害予防計画

第1節 災害の想定

第1 長野県内の活火山

白馬村内には活火山は存在しないが、県内には過去概ね1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が10ある。

<長野県および県境周辺の活火山>

火山名	最新の噴火年	常時観測火山	火山周辺の都道府県
草津白根山	1983年	○	群馬県・長野県
浅間山	2015年	○	群馬県・長野県
横岳	約800年前		長野県
新潟焼山	1997～1998年	○	新潟県・長野県
妙高山	約3000年前		新潟県・長野県
弥陀ヶ原	1836年	○	富山県・長野県
焼岳	1963年	○	長野県・岐阜県
アカンダナ山	およそ1万年前		長野県・岐阜県
乗鞍岳	約2000年前	○	長野県・岐阜県
御嶽山	2014年	○	長野県・岐阜県

これらの火山の噴火により甚大な被害を受ける危険性は少ないと考えられるが、噴火の規模によっては降灰等の被害が考えられるため、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 火山噴火による災害の想定

活火山から村までの距離を考慮すると、火山の噴火により、火砕流、噴石、火山泥流等が村内に到達する可能性は非常に低いと考えられることから、噴火警報等に対応した事前避難等は必要ないと考えられる。

しかし、風向きによっては、降灰により村民生活への影響や交通障害、農作物等への影響が予想される。

また、大規模な噴火により大量の火山灰が噴出し、風向きにより火山灰が非常に厚く堆積した場合は、降雨による土石流や積雪期の雪崩が発生する可能性もある。

第2章 災害応急対策

火山災害は、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能である。村は、火山活動による被害を軽減するため、状況に応じた応急活動体制を確立するとともに、村民等への噴火警報・予報等の伝達、火山灰除去等の活動を実施する。

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 特別警報発表時の対応

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）が該当する。

気象に関する警報・注意報は、県から衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信されているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに村への電話連絡を行う。

村は、県、消防庁、N T Tから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を村民、滞在者、関係機関に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

第2 噴火警報・予報等発表時の対応

村は、長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民、村各部及び関係機関、住民等に伝達する。

（1）噴火警報・予報

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

イ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

（2）噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル等を次に示す。

〈噴火警戒レベルが運用されている火山（草津白根山、浅間山、新潟焼山、弥陀ヶ原、焼岳、乗鞍岳、御嶽山）〉

種別	予報及び 警報の名称	対象範囲	レベル (キーワード)	発表基準
特別 警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺) または 周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

〈噴火警戒レベルが運用されていない火山（横岳、妙高山、アカダナ山）〉

種別	予報及び 警報の名称	対象範囲	警戒 事項等	発表基準
特別 警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地 域嚴重 警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) または 周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	入山 危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	火口 周辺 危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山 である ことに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡活動

(3) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

(4) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(5) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。

ウ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

第3 被害情報等の調査及び報告

村は、降灰の状況について情報収集を行う。また、村の活動状況及び被害状況について、県に報告する。

第4 危険情報の収集

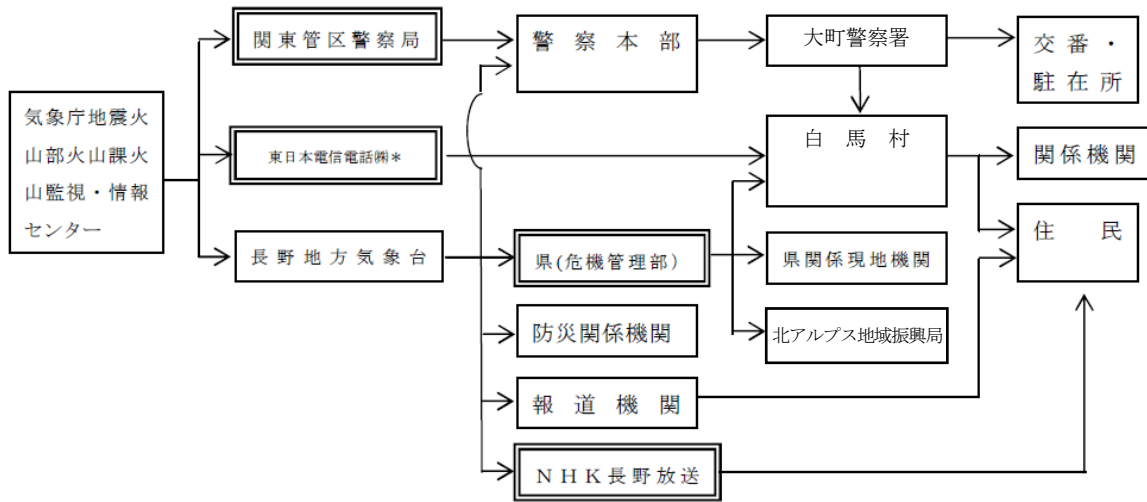
村は、噴火が開始した場合、噴火の状況や風向き等の降灰の予測情報を収集する。また、降灰が村域に厚く堆積した場合、県等から降雨による土石流等の発生の可能性や積雪期における雪崩の危険性、危険区域等の予測情報を入手する。

第5 災害広報活動

村と県は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、住民に情報を適切に提供する。

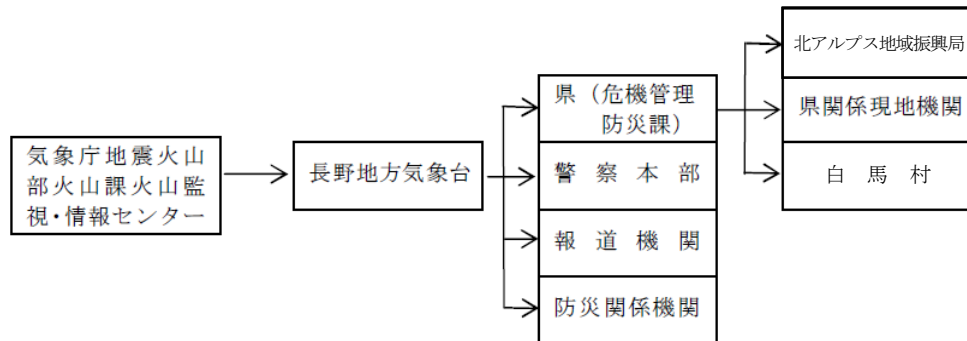
<噴火警報・予報等の通報伝達系統>

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 特別警報発表時については、風水害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。
二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先
*東日本電信電話網の村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

第2節 避難活動

第1 一時退避及び避難収容

(1) 一時退避の周知

村は、大規模な噴火が発生し大量の火山灰が降下するおそれがある場合、村民および滞在者に対し、建物への一時退避や外出を控えるように周知する。

(2) 避難収容

火山灰が厚く堆積した場合またはすることが予想される場合、村は、国、県等から土石流発生の予測等の情報を入手し、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告又は避難の指示（緊急）を行う。また、安全な地域での避難所開設を指示するとともに、指定された避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

避難誘導にあたっては、危険情報を基に指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

第3節 火山灰対応

第1 火山灰の除去

村は、県、関係機関と協力して、道路上の火山灰の除去、散水等により、道路交通を確保する。また、住宅地等に堆積した火山灰を詰める袋を配布するとともに、排出された火山灰袋の回収及び埋立て処理等を行う。

第2 農畜産物等への対応

村は、火山灰に対する農畜産物等への対応を県、関係機関と協力して対処する。

【原子力災害対策編】

この編では、原子力災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「風水害対策編」を参照する。

第1章 原子力災害対策の基本方針

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、村、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、白馬村防災会議が作成する「白馬村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

長野県、近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第1 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び長野県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）・
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
- (12) 汚染物質の除去等に関すること。
- (13) その他原子力防災に関すること。

2 白馬村

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (3) モニタリング等に関すること。
- (4) 健康被害の防止に関すること。
- (5) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (6) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (7) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (8) 汚染物質の除去等に関すること。
- (9) その他原子力防災に関すること。

3 原子力事業者（東京電力ホールディングス㈱、中部電力㈱）

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。

- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 原子力災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

<主な取組み>

- 1 モニタリング等
- 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動
- 3 健康被害の防止
- 4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
- 5 原子力防災に関する訓練の実施

第1 モニタリング等

村は、県等と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。

第3 健康被害の防止

村及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村、県及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 村、県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第5 原子力防災に関する訓練の実施

必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3章 災害応急対策

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第1節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、事故の状況等、県が収集した情報の連絡を受ける。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び村が行う応急対策について協議する。
- (4) 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

第2 通信手段の確保

必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3 活動体制

1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

村長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内に

において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

イ その他村長が必要と認めたとき。

(2) 組織

風水害対策編第3章第3節第1に定めるところによる。

(3) 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

(4) 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 村長が村内において屋内退避又は避難のおそれがなくなったと認めたとき。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

イ その他村長が必要と認めたとき。

(2) 組織

風水害対策編第3章第3節第2に定めるところによる。

(3) 所管事務

風水害対策編第3章第3節第3に定める事務及び本計画に定める事務を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 村県内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

イ 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第2節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

第1 災害時のモニタリング

村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射能濃度の測定

村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第3節 健康被害防止対策

第1 健康被害防止対策の実施

村は、県と連携して必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第4節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

村は、県と連携して住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、県と連携して必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

(1) 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、県と連携して住民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- ウ 消防団の広報車等による広報活動
- エ 村の防災行政無線や広報車等による広報活動
- オ 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示（緊急）の措置をとる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示（緊急）を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

第3章 災害応急対策

第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率* ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

*¹ 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*² 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*³ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*⁴ 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

(1) 村は、村民を村外へ避難させる必要が生じた場合、県または他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート of 調整を行う。

(2) 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(3) 村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(4) 東日本旅客鉄道(株)、鉄道会社、路線バス会社等は、村、県、避難先の市町村と連携し、避難者の輸送を行う。

(5) 自衛隊は、村、県及び避難先の市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示（緊急）した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示（緊急）した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

村又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル/キログラム以上
牛乳	50ベクレル/キログラム以上
一般食品	100ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル/キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第7節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

(1) 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

(2) 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 短期的な避難者の受入れ

(1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。

イ アによる受入れが困難な場合、村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

(2) 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

3 中期的な避難者の受入れ

(1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、村営住宅等の受入情報について提供を行う。

イ 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 県及び村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。

(3) 県及び村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

村及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

第2 その他災害後の対応

- (1) 村及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 村及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 村及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 村及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

第2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市町村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。